

災害拠点病院における水確保の実態に関する研究

所属： 国立保健医療科学院¹⁾、岐阜大学²⁾、海匝保健所³⁾
発表者： ○小菅瑠香¹⁾、小林健一¹⁾、秋葉道宏¹⁾、山田俊郎²⁾、鶴田秀貴³⁾、
崎本李子³⁾、小窪和博³⁾

【目的】平成23年3月に発生した東日本大震災により多くの病院が被害を受け、病院における災害対策の重要性があらためて認識されているところである。こうした大規模な自然災害が発生した際、病院は院内の患者や職員の安全確保を行うだけでなく、被災した傷病者などを受け入れるための医療機能の持続が必須とされる。

災害時の水道、下水、電気をはじめとするライフライン機能の寸断は、救命・医療救護及び消火などの応急活動を行う上で支障をきたすことになる。兵庫県の阪神・淡路大震災復興本部保健環境部医務課が平成7年に実施した災害医療実態アンケート調査によると、兵庫県南部地震で医療行為を停止させた原因の第1番目は「水道水の供給不能」であり、以下「電話回線の不通および混乱」「ガスの供給不能」「医療従事者の不足」と続く。数年以内にも首都直下型M7級の地震が起こる確率が高いとされる今、国内の病院がどの程度の災害対策を整備しているかを把握することは重要である。

【方法】①全国の病院を対象にした防災対策アンケート調査^(注)(回答6,122病院、回収率71.1%、うち災害拠点病院495病院。平成23年1月1日現在、災害拠点病院総数609病院)、②災害時の医療用水の確保や備蓄水の衛生管理等について、3つの災害拠点病院で個別の現地聞き取り調査を行った。

【結果】①アンケート回答病院のうち災害拠点病院に着目する(以下「病院」は「災害拠点病院」)。ライフライン停止を想定した防災訓練は3割で実施されていた。またほかの医療機関との災害時の連携・応援体制の策定を行っている病院は4割、そのうち水や食料の確保まで考えている病院は4割弱であった。飲料水の備蓄に関しては、計画を策定していない病院は2割であり、策定していても職員の分はない病院が約半数であった。備蓄量は1日分から3日分が最も多かった。また災害時に使用可能な井戸設備は、約半数が有していた。②調査対象とした島嶼地区の病院において、近年渇水による断水等の危害事例は発生していないものの、限られた水源に依存している実態があり、原水調整池や地下ダムなど水源確保のための取り組みが行われていた。また関東地方で調査対象とした病院では、専門業者と提携した大掛かりな井戸設備により非常時の水確保に努めるとともに、通常から市水との併用により、院内の水の9割を井戸で賄っている状況を調査することができた。

【考察】災害拠点病院でも非常時の水確保計画については、まだ策定が十分とは言えない現状が明らかになった。専用水道の設置により、災害時における水確保のリスク分散は期待できるが、自己水源による浄水の処理および供給においては、専用水道布設工事の確認や確認後の施設管理等を水道法に基づいて水道技術管理者が中心となって適切に行っていく必要がある。

注)本アンケート調査は厚生労働省から依頼され実施した厚生労働科学研究補助金(厚生労働特別研究事業)「大規模被害に対応した保健・医療・福祉サービスの構造、設備、管理運営体制等に関する研究」(研究代表者:寛淳夫)の一環として行われたものである。